

(仮訳)

第34回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)(平成14年3月) 報告書(カドミウム部分の抜粋)

カドミウムの最大許容基準原案に関する審議(議題16b)

139. 第33回CCFACは、様々な食品中のカドミウムの基準値原案をコーデックス総会がStep5で採択するよう提案した。第49回執行委員会は、カドミウムの総摂取量、特に主食からの摂取量に関する検討が必要であるとの観点から、提案された上記基準値原案をStep4に戻すことを決定した。第33回CCFACはまた、いくつかの基準値原案を差し戻し、加盟国にStep3のコメントを求め、さらに部会で検討を行うこととした。
140. 日本代表は、カドミウムに関する疫学調査を実施しており、その調査結果が2002年10月に入手可能になることを紹介した。米国代表は、カドミウム暴露に寄与が大きい食品群のみに基準値を設定するべきである旨の意見を出した。これをいくつかの国が支持した。これらの代表団は、基準値の決定を行う前に、カドミウム摂取に大きく寄与する食品について、基準案の数字をいくつか変化させて暴露評価とリスク判定をするようJECFAに依頼することが、CCFACにとって有益であろうと述べた。第55回FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)は、カドミウム暴露に大きく寄与する食品は、穀類、果実、野菜、肉及び軟体動物であることを指摘していた。JECFA代表は、複数の食品群とそれらの異なる基準案を組み合わせる暴露評価とリスク判定を行うのは、非常に複雑で時間がかかると指摘した。
141. 部会は、精米がコメの国際貿易において主要な商品であることに鑑みて、コメ中の基準値は精米に設定するのが望ましいとの日本代表の意見に同意した。部会は、解釈の違いを防ぐために、コーデックス食品家畜飼料分類または食品の汚染物質及び毒物のためのコーデックス一般規格の中の食品分類表にあるコード番号を基準値のリスト

に加えることに同意した。

カドミウムの基準値原案の位置付け

142. 部会は、甲殻類、肝臓（牛、鶏、豚及び羊）及び腎臓（牛、鶏、豚及び羊）のカドミウム暴露への寄与が少ないことから、これらの基準値の検討を中断することを決定した。執行委員会に、この決定を報告する。
143. 部会は、果実；小麦粒；白米；大豆及びピーナッツ；牛、鶏、豚及び羊の肉；馬肉；野菜；皮を剥いたばれいしょ、茎菜、根菜；葉菜、新鮮ハーブ、キノコ、セロリアック；軟体動物の基準値原案についてStep3に差し戻し、加盟国に対してコメントを求め、次回会合においてさらに検討を行うことを決定した（付属XIVを参照）。部会は、1)上記食品群のカドミウム汚染レベルに関する分布曲線を描くこと、2)3つの異なる基準値、例えば、Step3にある現在の基準値原案とその上下の値を使って、上記食品群の食品の摂取に由来するカドミウムの暴露評価とリスク判定を実施すること、をJECFAに対して依頼することに同意した。